

(別添様式1)

特定間伐等促進計画

岩手県大船渡市

令和3年6月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、120,000ha（年平均12,000ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10カ年間で5,190ha（年平均519ha）の間伐を行うことを、本大船渡市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	林字(大字)又は 林班	地番又は小班	面積 (ha)	樹種又は林相	林 齢	立木材積 (m ³)	摘 要	間伐の方法	間伐立木材積 (m ³)	間伐率(材積率)			
合計						0.00						0				

※枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。
 ※間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容							対図番号又は林小班名	交付金希望	備考	
		都道府県	市町村	林字(大字)又は	地番又は小班	造林面積 (ha)	うち人工造林			うち天然更新						
							植栽面積 (ha)	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積 (ha)	天然更新時期				天然更新樹種
気仙地方森林組合	(R3~R5)	(岩手県)	(大船渡市)	(末崎町字上山)	(108-77)	(2.36)	(2.36)	R1春	(スギ)	(5,664)				(11-6-1・2)		下刈 R3~R5 2.36ha
気仙地方森林組合	(R3~R5)	(岩手県)	(大船渡市)	(末崎町字山岸)	(122-281)	(1.45)	(1.45)	R1春	(スギ)	(3,480)				(3-161-6 3-162-4)		下刈 R3~R5 1.45ha
気仙地方森林組合	(R3~R5)	(岩手県)	(大船渡市)	(三陸町吉浜字千歳)	(1-52)	(0.11)	(0.11)	R1春	(カラマツ)	(220)				(330-51-4・5)		下刈 R3~R5 0.11ha
気仙地方森林組合	(R3~R5)	(岩手県)	(大船渡市)	(三陸町吉浜字横石)	(90-1)	(0.37)	(0.37)	R2春	(スギ)	(888)				(293-11-1・2)		下刈 R3~R6 0.37ha
気仙地方森林組合	(R3~R5)	(岩手県)	(大船渡市)	(三陸町吉浜字横石)	(81-10)	(1.43)	(1.43)	R2春	(スギ)	(3,432)				(293-6-1・2・3)		下刈 R3~R6 1.43ha
気仙地方森林組合	(R3~R5)	(岩手県)	(大船渡市)	(三陸町綾里字野々前)	(70-1、70-2)	(1.52)	(1.52)	R2春	(スギ)	(3,648)				(238-16-1~6・12・15・16 238-17-1)		下刈 R3~R6 1.52ha
気仙地方森林組合	(R3~R5)	(岩手県)	(大船渡市)	(三陸町綾里字野々前)	(70-1)	(0.29)	(0.29)	R2春	(カラマツ)	(580)				(238-16-5・6・12)		下刈 R3~R6 0.29ha
気仙地方森林組合	(R3~R5)	(岩手県)	(大船渡市)	(三陸町綾里字野々前)	(69)	(0.3)	(0.3)	R2春	(カラマツ)	(600)				(238-18-1~3)		下刈 R3~R6 0.30ha
気仙地方森林組合	(R3~R5)	(岩手県)	(大船渡市)	(三陸町綾里字小路)	(63-1)	(0.26)	(0.26)	R2春	(スギ)	(624)				(203-34-1)		下刈 R3~R6 0.26ha
気仙地方森林組合	R3~R7	岩手県	大船渡市	三陸町綾里字大明神	6-4	1.47	1.47	R3春	スギ	3,528				236-72-1		下刈 R3~R7 1.47ha シカ防護柵設置
気仙地方森林組合	R3~R7	岩手県	大船渡市	三陸町綾里字殿畑	29-115	0.17	0.17	R3春	スギ	408				231-82-1		下刈 R3~R7 0.17ha シカ防護柵設置
気仙地方森林組合	R3~R7	岩手県	大船渡市	三陸町綾里字殿畑	29-27	0.11	0.11	R3春	ヒノキ	264				233-39-1		下刈 R3~R7 0.11ha シカ防護柵設置
気仙地方森林組合	R3~R7	岩手県	大船渡市	三陸町綾里字殿畑	29-27	0.14	0.14	R3春	カラマツ	280				233-39-1		下刈 R3~R7 0.14ha シカ防護柵設置
気仙地方森林組合	R3~R7	岩手県	大船渡市	三陸町綾里字館ヶ森	99-1	0.47	0.47	R3春	スギ	1,128				220-6-1・2		下刈 R3~R7 0.47ha シカ防護柵設置

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容							対図番号又は林小班名	交付金希望	備考	
		都道府県	市町村	林字(大字)又は 林班	地番又は小班	造林面積 (ha)	うち人工造林				うち天然更新					
							植栽面積 (ha)	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積 (ha)	天然更新時期				天然更新樹種
合計						10.45	10.45					0.00				

※ 人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。
 ※ 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。
 ※ 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内容	交付金希望	備考
		都道府県	市町村			

※ 普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(4) 作業路網

事業実施主体	事業実施年度	路網起点				路網終点				路線名	路網整備の内容				対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	林班 字(大字) 又は	地番又は小班	都道府県	市町村	林班 字(大字) 又は	地番又は小班		開設延長 (m)	幅員 (m)					
合計											0						

(5) その他施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				施設名	数量	対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字(大字)又は 林班	地番又は小班					

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所
別添のとおり

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。面的なまとまりのある森林を対象に森林経営計画作成の働きかけを行い、小規模な森林所有者に対しては、経営意欲のある林業事業者への森林経営の委託を促進し、森林施業の集約化の推進に努める。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。施業の集約化にあたっては、森林所有者の特定や森林情報の収集、境界の確認等が不可欠なため、行政、森林組合等の林業事業者が連携を図りながら、集約化に向けた合意形成の推進に努める。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関する事。間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わされた路網の整備の推進に努める。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。林業事業者の体制にあった高性能林業機械等の導入や低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努め、効果的な間伐を実施する。
- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。造林・保育の低コスト化を推進するため、コンテナ苗木の植栽状況やコンテナ苗木生産状況等の情報収集に努める。

6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の推進に努める。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努める。

7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関する事。林業事業者における技能者育成を促進するため、研修会等の情報提供や支援を行うことで、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成に努める。
- (2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。林業事業者に県が主催する研修会等への積極的な参加を働きかけ、経営手法・技術の普及指導等に努める。